# 若松税理士事務所通信



令和 4年 7月号 No.111

## くごあいさつ>

今年は、平年よりもかなり早い梅雨明けでした。 毎日暑い日が続きますので、熱中症はもちろん、夏バテ、夏風邪や体調管理に気を付けて、夏を乗り切りましょう。また、新型コロナウイルスの予防対策は、引続き注意が必要です。まだまだ、色々と影響が出ておりますが、皆様くれぐれもお体ご自愛下さい。

## <個人型確定拠出年金について>

個人型確定拠出年金(愛称: i De Co イデコ)は、自分で積み立てて自分で運用する私的年金です。

個人型確定拠出年金は、月々の掛金を 5,000 円から拠出限度額まで 1,000 円単位で設定することができ、運用については、元本確保型の商品等、自分のニーズに合わせて商品を決めることが可能です。

なお、掛金については、その全額が所得控除の対象となり、運用益は非課税となります。また、掛金の受取時にも、年金として受け取るのであれば公的年金控除の対象となり、一時金として受け取る場合には退職所得控除の対象となります。

ただし、個人型確定拠出年金は、積立金の運用を加入者自身が自己責任で行い、受け取る額は運用成績によって変動するため、運用によっては、元本割れとなるリスクがある点には注意が必要となります。

さらに、支払った掛金をもとに積み立てた年金は、 原則、60歳になるまで受給することが出来ず、加入 時および運用期間中に、加入する金融機関によって所 定の手数料がかかることについても認識が必要です。

#### 【掛金上限額】

会社役員・会社員等:年額27.6万円

自営業者等:年額81.6万円(国民年金基金と合計) 【メリット】

① 積立時:毎月の掛金が『全額所得控除』

② 運用時:分配金などの運用利益が『非課税』

③ 受取時:受取方法に関わらず一定額まで『非課税』 【デメリット】

① 積立時:60 歳までは原則として『解約不能』

② 積立時: i De Coの『手数料』がかかる

③ 運用時:『元本割れ』のリスク

④ 受取時: 受取時に『課税』される可能性あり

## < 7 • 8月の税金関係>

- ① 5月決算の確定申告・11月決算の中間申告
- ② 源泉所得税(納特)の納付・・・7月11日まで
- ③ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ④ 固定資産税の納付(第2期分)…7月末日
- ⑤ 個人事業税の納付・・・8月末日
- ⑥ 個人市県民税の納付(第2期分)・・・8月末日
- ⑦ 算定基礎届の提出・・・7月11日まで
- ⑧ 労働保険の年度更新・・・7月11日まで
- 9 社会保険の標準報酬決定通知・・・8月頃

## <若松家の出来事>

現在、長男(小4)、次男(小3)、長女(年長)、三男(2才)の父親として育児に奮闘しております。

先日、長男が10歳になりました。長男の誕生日月に、毎年の恒例の家族写真を撮りに行っていますが、今年で8年目になります。子供達の成長を再確認できる良い機会で、あの頃は小さくて可愛かったなと懐かしく思います。これからもっとでかくなりますね(笑)。

今後も、諸先輩方には、子育て等

色々とご指導を頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所 下関市山の田中央町 4-17

電 話: 083-242-1448 FAX: 083-242-1449

E-mail: info@wakamatsu-office.com

HP: www.wakamatsu-office.com

